

第4号議案 知多北部都市計画緑地の変更について

意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>1 都市計画緑地に隣接する市道の計画幅員について</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該緑地と加木屋小学校の間の市道（中ノ池加木屋線）は、平成元年に歩道付の幅員10mに拡幅する道路改良計画説明会があったが、現在未整備である。 <p>今回、緑地計画に伴い緑地沿いにある生活道路が幅員6mに拡幅する計画であるが、将来周辺が立派な緑地公園となれば散策する人も多くなるため、歩行者の安全確保のため過去の計画どおり歩道付の幅員10mで道路を作ってほしい。（1通1名）</p>	<p>市道中ノ池加木屋線は、当該緑地の北にある中ノ池周辺の町内と当該緑地の南西の加木屋町の町内間を結ぶ生活道路として、延長約0.7km、幅員10m（車道6m、歩道4m）の拡幅（現況約2～6m）を平成元年度に計画しましたが、用地交渉等が難航したため事業を中断しました。</p> <p>その後、緑の保全・創造が東海市総合計画の重要施策として位置付けられたこと、及びこの地区周辺の幹線道路である都市計画道路名古屋半田線等の整備が順調に進捗しているため、緑地沿いの道路計画は生活道路として必要な幅員6mまでの拡幅としました。</p> <p>なお、今後、当該緑地や周辺的生活道路の整備にあたっては、散策する方の自然とのふれあいや安全の確保に配慮するなど、事業者である東海市が事業説明会などを開催し、住民の理解を十分得ながら適切に進めるよう、都市計画決定権者として申し上げます。</p>